

## 令和7年度 北海道石狩南高等学校の部活動に係る活動方針

### ○ 活動方針策定の趣旨等

- (1) 本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道石狩南高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定する。
- (2) 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- (3) 教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。
- (4) 本校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- (5) 本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- (6) なお、同好会等の活動が、本校の管理下で顧問（責任者）の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とする。
- (7) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりしない。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 今年度設置する部活動について

##### ア 体育系の部活動

- ・陸上競技部 ・野球部 ・男子バドミントン部 ・女子バドミントン部
- ・男子バスケットボール部 ・女子バスケットボール部
- ・男子バレーボール部 ・女子バレーボール部 ・サッカー部 ・剣道部
- ・女子テニス部 ・男子ソフトテニス部 ・女子ソフトテニス部
- ・男子ハンドボール部 ・女子ハンドボール部 ・卓球部
- ・男子ソフトボール同好会

##### イ 文化系の部活動

- ・美術部 ・吹奏楽部 ・まんが・イラスト部 ・茶道部 ・コンピュータ部
- ・自然科学部 ・演劇部 ・写真部 ・書道部

##### ウ 外局、クラブ

- ・図書局 ・放送局

##### エ 生徒会執行部

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置について

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談・要望は、郵便もしくはファクシミリにより次の連絡先に提出することとする。

- ・連絡先：〒061-3208 石狩市花川南8条5丁目1
- ・FAX：0133-73-4184
- ・担当：教頭

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成について

ア 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成する。

イ 部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、必ず保護者及び生徒に事情を説明し、同意を得る。

ウ 上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。これらの取組に当たって、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)等も踏まえるよう留意する。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、次を基準とする。

(1) 休養日の設定

学期中の休養日の設定については、次のとおりとする。

- ア 週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は少なくとも1日以上を休養日とする。
- イ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ウ 学校閉庁日(8月及び12月29日～1月3日の6日間)は休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。
- エ 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

オ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

## (2) 活動時間の設定

ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。

ウ 活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31以上の場合は、原則として活動を行わない。

## (3) 弾力的な休養日等の設定

上記(1)及び(2)の基準を基本とするが、部活動顧問からの申出がある場合、申出のあった部活動が、北海道教育委員会が別に定める要件に当てはまる場合に、下記に定める休養日及び活動時間の弾力的な設定の範囲内での活動を行うことができるものとする。その際、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図る。

ア 休養日の弾力的な設定

- ・学期中は、平日に週1日以上、週末又は祝日に月1日以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日を休養日とする(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の弾力的な設定

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

## (4) 方針策定・運用に当たっての留意事項

本方針の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

## 4 学校単位で参加する大会等の見直し

本方針の「3 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等(地域からの要請により参加する地域の行事、催し物等を含む。以下同じ。)の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

## 5 その他

### (1) 収支報告について

部費、遠征費、合宿など保護者から金銭を徴収した場合は、その都度必ず保護者に収支報告をする。

### (2) 家庭、保護者との連携・協力について

保護者に部活動を公開する場を設けることなどに協力し、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

### (3) 本方針を毎年度策定するとともに、「道立学校に係る部活動の方針」が見直された際、速やかに本方針の内容について、必要な見直しを行う。

附則 本方針は令和7年（2025年）4月1日より施行する。

#### ○参考資料

- ・道立学校に係る部活動の方針（道教委 平成31年1月策定 令和6年3月改正）

[https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/0/5/2/3/4/6/1/\\_/02\\_道立学校方針\(R6.3改正\).pdf](https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/0/5/2/3/4/6/1/_/02_道立学校方針(R6.3改正).pdf)

- ・学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」第3期（道教委 令和6年3月策定）

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/hatarakikatakaikaku.htm>